



YELL・Spirits エール・スピリッツ

2010年11月号

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より ● 監督指導により支払われた賃金不払残業代の合計額は116億円！
- 円高による雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の緩和予定
- 国民年金保険料の悪質滞納を国税庁が強制徴収へ ● うつ「労災認定」迅速化へ
- 年末調整の準備 ● 労務相談室 ● 企業PRコーナー ● スタッフコラム

鎌倉です。

最近、コミュニケーションの重要性、経営理念の徹底について悩んでいた中、ある方から「コミュニケーション」という言葉のルーツを教えて頂いたので、ご紹介したいと思います。

イエス・キリストは自分が処刑される前夜、最後の晩餐で、「ワインは我が血、パンは我が肉である」と言ってワインとパンを12人の弟子に分け与え、自分の死と復活を予言します。

キリスト復活を祝うお祭り"イースター"では、ワインとパンが配られるのを御存知でしょうか？信者の気持ちは、儀式で飲んだワインは神の血、パンは神の肉。神と自分を共有するものです。

この儀式のことを聖餐（コミュニオン＝共有）というのだそうです。英語でカンパニー（Company）といえは「会社」のことですが、これも「パンを共有し一緒に食べる」という意味からきているのだそうですね！

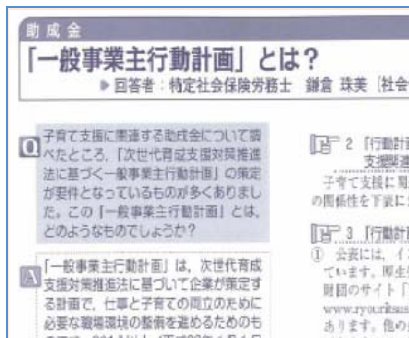
つまり、コミュニケーションは、単に「報告・連絡・相談」（ほう・れん・そう）のことではありません。

知らせるとか、連絡するとか、そんなことではなく、【団結・共有】がコミュニケーションなのだそうです。

この話を聞いて、コミュニケーションをはかるということは、まず「共有するぞ！」から出発しなければならないのだと改めて思いました。やっているつもりでも、なかなかできない・・・反省です。

また、これからの時代、会社を経営することはオーケストラを率いるのと同じ、社員はオーケストラの一員、一人ひとりがその持ち場でしっかり弾いてくれば、多様性の統合がシンフォニー（交響曲）になるという話も伺い、そのように経営できたらいいな！中小企業であればこそ、適材適所は実現できるはず、またそうでなければならないと考えさせられた一日でした。

オーケストラを率いるリーダーの皆様、貴社では「共有」のためにどのような工夫をされていますか？



鎌倉が下記を執筆しています。

■「ビジネスガイド」(日本法令)

11月号 労務相談コーナー

「一般事業主行動計画とは？」

★エールでは、只今、最新版の助成金無料

診断をお受けしています。ご希望の企業

様はお気軽にお電話下さい！

不況による残業時間の減少においても 監督指導により支払われた賃金不払残業代の合計額は116億円

厚生労働省より「平成21年度 賃金不払残業是正の結果まとめ」が公表されました。

不況の影響で残業時間が減少しているためか、前年と比較して、是正支払額は約40%の大幅減となりました。今回の集計は平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督および申告に基づく監督等が行われ、その是正指導を通じて不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となった是正企業数は1,221企業、対象労働者数は111,889人、支払われた割増賃金の合計額は116億298万円（企業平均では950万円、労働者平均では10万円）となっています。前年度に続き、1年間で100億円を超える割増賃金の支払いが行われています。労働者からの未払い残業代の請求が相次いでおり、監督署の定期監督でも重点がおかれています。

◆ 賃金不払残業に係る是正支払の状況 ◆

是正企業数	1,221 企業	〔前年度比 332 企業減〕
是正金額	116 億 298 万円	〔前年度比 80 億 1,053 円減〕
対象労働者数	11 万 1,889 人	〔前年度比 6 万 8,841 人減〕

< 業種別等の状況 >

企業数、対象労働者数、支払われた割増賃金額の全てにおいて製造業が最も多くなっています。製造業が苦しいと言われている中でも是正によって多額の支払いが行われている実態が分かります。

1企業での最高支払額は「12億4,206万円」（飲食店）、次いで「11億561万円」（銀行・信託業）、「5億3,913万円」（病院）の順（下の図参照）。

100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業 種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	329	38,693	232,094
鉱業	1	8	137
建設業	65	2,101	23,862
運輸交通業	92	3,608	37,818
貨物取扱業	6	206	1,148
農林業	5	122	785
畜産・水産業	2	51	507
商業	287	17,435	221,270
金融・広告業	69	20,210	193,818
映画・演劇業	2	77	1,410
通信業	7	280	2,011
教育・研究業	36	3,373	33,997
保健衛生業	103	12,003	140,682
接客娯楽業	102	6,274	163,007
清掃・と畜業	15	474	5,621
官公署	0	0	0
その他の事業	100	6,974	102,131
計	1,221	111,889	1,160,298
		1企業平均額	950
		1労働者平均額	10

(注) 対象事業は、平成21年4月から平成22年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、合計100万円以上の割増賃金の是正支払がなされたもの

円高による雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の緩和予定

従業員の雇用維持を行う事業主を支援するため、休業を行った事業主に対して、賃金の一部を助成する雇用調整助成金。昨年から改正や要件緩和が頻繁に行われてきましたが、平成22年12月より売上高又は生産量の要件のさらなる改正が行われる見込みです。

<改正される前の助成金の要件>

売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

<平成21年12月改正による現行要件> (★リーマンショック前と比較するための要件緩和)

売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前々年同期に比べ10%以上減少かつ直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が「雇用調整助成金」は平成21年12月14日から平成22年12月13日までの間にあるもの、「中小企業緊急雇用安定助成金」は平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る)

<平成22年12月改正> (★急激な円高による要件緩和)

売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値が円高による影響でその3年前の同期に比べ15%減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であること)

今回の生産量要件の緩和予定は、平成21年12月改正にて行われた要件緩和の時限措置が終了することに加え、急激な円高による生産の回復が遅れる企業が発生することが見込まれるため、新たに実施されることになったものです。

申請様式の変更

【 様式第5号(1) 支給申請書一部抜粋】

様式第5号(1)

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	(休業等) 支給申請書	※ 受付番号	※ 判定基礎 期 間
--------------------------	-------------	--------	---------------

雇用調整助成金/中小企業緊急雇用安定助成金(休業・教育訓練)の支給を受けたいので、**裏面記載の1、2、4の注意を了解し、3の不支給要件に該当しないことを確認の上、**次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

平成 年 月 日

事業主 住 所 〒
又 是 名 称
代 理 人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する種出代理人又は同条第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

平成22年11月1日以降に労働局に提出する支給申請書類の一部の記載が変更されました。

様式第5号(1)に「裏面記載の1、2、4の注意を了解し、3の不支給要件に該当しないことを確認の上、」という記載が追加されました。また、平成22年11月1日以降に「旧様式」にて提出する場合には、別途、様式第92号「支給申請確認書」の添付が必要です。

裏面および「支給確認書」には、不正受給防止対策として、下記の警告内容が記載されています。

- ①不正受給が判明した場合に企業名、その内容等を公表し、悪質な場合刑事告発をすること
- ② それによって企業が損害を被った場合でも、労働局は一切の責任を負わないこと

国民年金保険料の悪質滞納を国税庁が強制徴収へ —保険料納付率向上に向けて—

◆対象は「悪質な滞納者」

厚生労働省は、国民年金保険料の悪質な滞納者について、財産の差押さえを含む強制徴収を実施することを、国税庁に委任する方針を明らかにしました。対象は、所得が1,000万円以上あるにもかかわらず保険料を2年以上滞納し、財産を隠している加入者などを想定しているとのことです。

◆当面の対象者は400人程度

国民年金保険料の未納者は300万人以上とされていますが、学生や低所得者が多いとみられています。厚生労働省が国税庁に徴収を委任する対象は、前年度の所得が1,000万円以上で、財産を隠すなど特に悪質な滞納者に限られるため、当面の対象者は400人程度にとどまる見込みです。

強制徴収の権限は、日本年金機構からの申出により、厚生労働大臣が財務大臣を通じて国税庁長官に委任する形になり、実際の差押えには、国税庁の徴収課や各地方国税局の特別整理部門の職員などが当たるそうです。

◆わかりやすい年金制度改革を

これまでは、旧社会保険庁が未納者からすべて保険料徴収を行っていましたが、保険料未納率が高く、今回の措置は、一定以上の所得がある滞納者に対し、初めて徴収ノウハウのある国税庁に委任して厳しく対応する方針を示しています。一定の効果はありそうですが、保険料未納の背景には、年金制度そのものへの不信感があると言われています。早急な抜本改革も同時に行ってほしいものです。

うつ「労災」認定迅速化へ、来夏までに指針改正…厚労省

厚生労働省は、業務上のストレスが原因でうつ病などの精神疾患になった人の労災認定を迅速化するため、労災認定の「判断指針」を改正する方針を固めた。現在、平均8.7か月（昨年度）かかっているが、申請者から「治療や職場復帰が遅れる」との声が出ている。同省では6か月以内の認定を目指す。15日から始まる専門家の検討会で協議し、来夏までの改正を目指す。現指針は、ストレスの原因となる職場での具体的な出来事について「対人関係のトラブル」「長時間労働」などと例示した一覧表を基に、ストレスの強度を3段階で評価。その上で、職場外のストレスなどと比較し、職場の出来事が精神疾患の有効な原因と判断されれば原則として労災認定される。

同省は、申請から原則6か月以内に判断するよう労働局に求めているが、職場の同僚など調査対象が広く、目標を達成できないことが常態化。労災保険の支給も遅れていた。

改正案は今後検討されるが、同省では、月に何時間働けば長時間労働に該当するかを明示するなど、指針を具体化したり、事務手続きを省略したりすることを想定している。（読売新聞）

昨年、10年ぶりに労災の認定基準が改正され、うつ病による認定が受けやすくなりました。企業は、よりメンタルヘルス対策を講じる必要があります。エールでは、アドバイザー医師の福本先生のサポートや提携先「㈱メディカルトラスト」より産業医をご紹介しますので、関心をお持ちの企業様は、エールまでお気軽にお問い合わせください。

年末調整の準備

今年も年末調整の時期が近づいてきました。年末調整計算にあたっては申告書や証明書添付が必要となります。すでに保険会社から保険料控除証明書が届いている方もあるでしょう。証明書等が届く前に社員に案内することによって添付忘れや紛失を防ぐことができます。目安として少し早目の11月中旬～下旬には揃えてもらうように計画的に進めましょう。

平成23年分より「子ども手当」の支給に伴い、16歳未満の子に対する扶養控除や16歳～18歳までの子に対する特定扶養控除が廃止されます。そのため、扶養控除申告書の書式に変更があります。記載の仕方が昨年までと異なりますので、各社員への案内を行う際には、ご注意ください。



労務相談室

【今月のテーマ】

パートタイマーの有給休暇



週3日勤務（勤続2年6ヶ月）のパートタイマーから有給休暇について問い合わせがありました。どのように有給休暇を付与したらいいのでしょうか。



有給休暇は、正社員だけでなく、パートタイマーやアルバイトにも出勤日数と勤続年数に応じて付与する義務があります。週所定労働時間が30時間以上で週5日以上勤務する場合には、通常の社員と同じように下記の日数を付与する必要があります。

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

付与日時点で週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下または年所定労働日数が216日以下の場合には、下記の表に当てはめて日数を付与します。

ご質問の方は、所定労働日数が「週3日」であり、「勤続2年6ヶ月」であるため、6日を付与することになります。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤 続 年 数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
4日	169日～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業 PR を掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。

株式会社明日香では「子どもたちの笑顔のために！」を基本理念とした子育て支援を事業の中心とした総合保育サービスの会社です。

市や区で取り扱う子育て支援の安心な制度活用や福利厚生割引チケットでのベビーシッター利用など、きめ細かい個別サービスから、事業所での託児施設やイベントでの簡易保育など、福利厚生から集客まで、広くお役に立てるサービスを取り揃えています。

優秀な人材確保のために、新しいビジネスチャンスのために、そして何より大切なお子さまのためにお力になりたいと思います。お困り事がありましたらお近くの営業所にお気軽にお電話ください。



横浜営業所（本社）

〒220-0004 横浜市西区北幸 1-4-1 天理ビル 9F

TEL:045-316-5515/FAX:045-316-5544

東京営業所

〒150-0042 渋谷区宇田川町 2-1 渋谷ホームズ 1310

TEL:03-5456-5006/FAX:03-5456-1360

URL:<http://www.g-asuka.co.jp>

スタッフコラム

今月のコラムは、
瀧川が
担当します。



瀧川です。

11月に入り、いよいよ寒さも本格化してきました。そろそろ冬の身支度を整えなければなりませんね。

冬のスーツを出して、コートを出して、手袋を探して、そして忘れてはいけないのがインフルエンザの予防接種です。

私は5～6年ほど前にインフルエンザを発症して、40度近い高熱をだし、関節痛とひどい咳で夜も眠ることができませんでした。とてもつらい経験をしてから、この時期には毎年予防接種を受けるようにしています。それ以来インフルエンザを発症することはありませんが、昨年度は新型インフルエンザが蔓延するなど、何がおこるか分かりませんので、今年も手洗いうがいとともにできる限りの対策はしていきたいです。

さて、予防と言えば、私たち社会保険労務士はお客様のトラブルを未然に防止するサポートをさせて頂いております。顧問先から本当に必要とされる社労士事務所の本来の姿は予防業務ですが、リーマンショック以後労使紛争が多発し、トラブルが起きて対処することが非常に多くなりました。労使紛争・未払い残業代の請求・メンタルヘルスなど、経営者が直面している労務トラブルは、以前に比べ多様化しており、働く人の権利意識も高まっています。我々もその変化に対応し、経営者に対して未然防止の手段を提供していかなければなりません。

現在社内ではプロジェクトを立ち上げ、顧問先に対するサービスをより向上させるための取り組みを行っています。プロジェクトでは、各スタッフが労働問題に関する事例を取り上げ、全員が自分の意見を出し合い、考え方・情報の共有をはかっています。労働問題に完璧な答えはありませんが、一人一人がエールとしての行動や考え方をブランドとして磨きあげて、横浜で一番信頼される社労士事務所を目指し、日々取り組んでいます。